

最低制限価格の算出方法について

入札参加者の皆様へ

「農業水路等長寿命化・防災減災事業 歌丸堰地区頭首工改修工事（R7）」は一部土木工事標準歩掛（機械設備積算要領）を適用した工事であることから、最低制限価格の算出方法は、下記の通りとなります。

なお、最低制限価格の端数処理や設定範囲（予定価格の 75%から 92%）に係る運用は、従来通り変更ありません。

記

（１）小型水門設備製作据付工事に係る最低制限価格

- ① 最低制限価格を算出する基礎となる額（ K_1 ）＝ $A_1 + B_1 + C_1 + D_1$ を算出する。
- ② K_1 に、110/100 を乗じて得た額の千円未満を切り上げた額を、小型水門設備製作据付工事に係る最低制限価格とする。

A_1 ：直接工事費（「直接製作費」＋「直接工事費」）の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 B_1 ：共通仮設費（「間接労務費」＋「共通仮設費」）の額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額
 C_1 ：現場管理費（「工場管理費」＋「現場管理費」＋「据付間接費」＋「設計技術費」）の額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額
 D_1 ：一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

（２）一般土木工事に係る最低制限価格

- ① 最低制限価格を算出する基礎となる額（ K_2 ）＝ $A_2 + B_2 + C_2 + D_2$ を算出する。
- ② K_2 に、110/100 を乗じて得た額の千円未満を切り上げた額を、一般土木工事に係る最低制限価格とする。

A_2 ：直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 B_2 ：共通仮設費の額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額
 C_2 ：現場管理費の額に 10 分の 9.0 を乗じて得た額
 D_2 ：一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

（３）当該工事の最低制限価格＝（１）の最低制限価格＋（２）の最低制限価格

以上